

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成27年9月25日（金）午後3時から午後5時まで
場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A棟1階）

参加者等

司会者 片 山 隆 夫（さいたま地方裁判所第3刑事部部総括判事）

裁判官 寺 本 真依子（さいたま地方裁判所第3刑事部判事）

検察官 江 藤 純 子（さいたま地方検察庁公判部・検察官）

弁護士 平 本 沙乙里（埼玉弁護士会所属）

裁判員経験者1番 40代 男性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 50代 男性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 70代 女性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 60代 男性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 60代 男性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 30代 男性（以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 40代 女性（以下「7番」と略記）

裁判員経験者8番 60代 男性（以下「8番」と略記）

議事要旨

別紙のとおり

司会者

ただいまから裁判員経験者と法曹三者の意見交換会を始めます。この会の趣旨は、裁判員制度実施後、当裁判所におきましても数多くの裁判員裁判が実施され、事例や経験が集積されておりますが、法曹三者の立ち会いのもとで、できるだけ多くの裁判員経験者の方から御意見や御感想を伺い、交換する機会を設けることで、今後の制度の運用改善に役立てようとするものでございます。本日は、8名の裁判員経験者に参加していただきました。御協力いただきまして、誠にありがとうございます。先ほどの趣旨を踏まえ、率直な御意見、御感想をおっしゃっていただきますよう改めてお願いいたします。また、本日は法曹三者にも参加していただきました。まず、自己紹介を順番にお願いしたいと思います。

寺本裁判官

さいたま地裁第3刑事部の裁判官寺本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。私は、さいたまに転勤してきてから約2年半になり、その間、裁判員裁判を30件余り担当させていただきました。裁判官にとっても皆様からの御意見は、本当に毎回勉強になります。今日は、皆様からの貴重な御意見を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

司会者

それでは続きまして、江藤純子検察官、お願ひいたします。

江藤検察官

さいたま地検検事の江藤と申します。私が着任いたしましたのは今年の4月ですので、皆様の実体験をお伺いした上で、今後の裁判員裁判に生かしていきたいと思っております。今日はどうぞよろしくお願ひいたします。

司会者

それでは、平本沙乙里弁護士、よろしくお願ひいたします。

平本弁護士

弁護士の平本と申します。今日はよろしくお願ひいたします。私は、埼玉弁護士

会に所属しております。弁護士4年目になります。裁判員制度委員会という委員会に所属しております。まだ裁判員もなかなか未経験のことが多くて、弁護士としてもまだ未熟者ですので、皆さんの意見を率直に伺える機会があることについて、本当に光栄に思っております。今日は、弁護人の立場として、皆さんから御意見いただいて、それを弁護士会に上げて、これからもいい裁判員裁判ができるように努力して参りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

司会者

申し遅れましたけれども、本日の司会を務めさせていただきます、さいたま地裁第3刑事部の片山でございます。どうぞよろしく願いいたします。それでは、早速意見交換に入りたいと思います。あらかじめテーマを4つ設定させていただきました。1つ目は「裁判員裁判に参加しての全体的な感想」、2つ目は「公判審理の問題点」、3つ目は「評議の問題点」、4つ目は「裁判員裁判に参加したことに伴う負担について」というものでございます。

まず、1つ目のテーマに入ります。経験者の皆様は、裁判員に選ばれたときと、実際に裁判員として職務を全うしたときとでは、御自身の気持ちに違いはあったでしょうか。この点について、まずお伺いしたいと思います。1番の方、裁判員に選ばれたときと職務を全うしたときとの違いについて、御感想をお話しいただけますか。

1番

私自身、特にこの裁判に関わりまして、前後で大きく変わったところというのは余り感じておりません。ただ、関わる前は、裁判所だとか裁判についてほとんど興味がないような状態で、ニュースもただ眺めているだけのような状態だったんですけども、裁判を経験してみて、その後何かニュースであったり、テレビで流れていたりすると、その裁判の様子だったり、座っている位置だとか、ちょっと興味を持って見るができるようになりました。全体的に手続が進んでいる中で感じたことなんですけども、裁判、判決をどのように出したらいいのか、自分の中で経験も

知識もない中で、裁判官の方に非常に助けていただいて、堅苦しい方なのかなと思っていたんですけども、すごくフレンドリーで、助かりました。

司会者

ありがとうございました。続きまして、2番の方、裁判員に選ばれたときと職務を全うしたときとの違いについて、御感想をお話しいただけますか。

2番

やっぱり裁判というものは余り身近なものではございませんでしたので、私たちが今まで経験してきたことはテレビドラマであるとか、映画であるとか、そういう部分しかありませんでした。実際ここに来てみて、始まってみると、裁判員としてではなく、気持ち的には、検察サイド、弁護士サイドのほうの気持ちになっていってしまうというんですか、真ん中で客観的にしっかり聞こうというよりも、そういう今までの刷り込みみたいなのがありますので、できるだけそれを排除して、事実はこちらなんだとか、そういうところを審理日程の中で、できるだけ自分でやるようにしました。同じ裁判を担当した裁判員の方たちともとても活発に意見交換等をしたので、最終日には、判決が終わって、さあ終わりだというときは本当に、皆さんもそうだと思いますけれども、やり切った感というんでしょうか、非常に、判決そのものというのはなかなか私には分からないんですが、良かったかどうかというのは自分でもまだまだこれからいろいろなものを見聞きしながらいくんだと思いますけれども、何としても裁判員さんの8名の団結力はすごいものがありました。やり切った感でした。

司会者

ありがとうございました。3番の方、裁判員に選ばれたときと職務を全うしたときとの違いについて、御感想をお話しいただけますか。

3番

まず、当たったときは、何で私に当たったのかという感じをまず最初に受けました。でも、本当に未知の世界なんで、行って一生懸命勉強してこようと思って、来

ました。それで、いろいろ分からないことも教えていただきましたけれども、良かったなという最後の、前に皆さんが言ったことが大体同じような内容なので、最後にやり終えたという感じがしました。

司会者

ありがとうございました。4番の方、裁判員に選ばれたときと職務を全うしたときとの違いについて、御感想をお話しいただけますか。

4番

自分自身としましては、基礎的な知識として、数年前から裁判員制度が始まったんだなという程度のものだったんです。それが1年前に最高裁判所から通知が来まして、候補に挙がりましたという、そういうお知らせだったんです。それを見て、まさかという気持ちがあったんです。それで、半年、7か月、何の連絡もないので、ああ良かったなという気持ちでおりました。ところが、年末に地裁のほうから連絡がありまして、実は候補に挙がりまして、来てくださいということで、参りまして、その日のうちに裁判員に選任されました。まさかという連続で、自分としては全然心の準備ができないうちになったなということだったんです。それで、裁判そのものというのは、私自身、裁判に出席したことがあるんです。傍聴席のほうから裁判を見たものと上で見たもの、全然雰囲気違うんです。下で見ると、すごく緊張するんですけど、上に立つと、これ緊張感がないんですね、どういうわけか。それで、実はさっき言われましたように、事件そのものは被告人が全て認めておって、争点はなく、ただ量刑だけを決めるということで、3日間で終わりました。それに関して自分自身の負担というのはなかったんですけども、その後どういう変化があったかという、自分自身は気が付かなかったんですけども、テレビのニュースの放送で、何々の裁判員裁判が行われましたという報道があったときに、私のかみさんから言われたのは、そういう放送があると目の色が変わるといいます。ああ、そうかなと思って、気が付かないうちにその報道に引き寄せられて、調べるようになったんです。ああ、この裁判員裁判は大変だったなとか、これはさうでもなかったな

という感じで捉えていまして、自分としましては達成感がありました。良かったなという気持ちで現在おります。

司会者

ありがとうございました。それでは、5番の方、裁判員に選ばれたときと職務を全うしたときとの違いについて、御感想をお話してください。

5番

私は公判中意識して見てきたのは被告人の口元、あとは目の動き、そこから、被告人が今この判決に対して、この質問に対してどういう表情するんだろうというのが細かく見られたというのを経験してみて、貴重な体験をしたなと感じました。

司会者

ありがとうございました。それでは、6番の方、裁判員に選ばれたときと職務を全うしたときとの違いについて、御感想をお話しいただけますか。

6番

選ばれるプロセスというんですか、くじ引きをやりますということなんですが、別室で恐らくくじを引いて、何番さん、当たりましたということで、よろしくと。要は我々からどう抽選された、例えば玉をとって、こうやったのかとか、そういうことは分からないという中で選ばれたところに、何か本当に抽選なのかなというのをちょっと感じるころはありました。なので、もしかしたらネガティブな気持ちだったかもしれませんが、実際やってみて良かったなと思うことは、もちろんやり切ったとか、そういったところもありますし、実際に裁判を見たのは初めてだったものですから、検事の方、弁護士の方、それから裁判官の方々が実際にどういう動きをしているのかなというところが見れたというところは、選ばれなかったら絶対見れなかった経験ですし、裁判官の側からそれを見れたというところがすごく興味深かったなというふうに思いました。全うしたときという気持ちで、何か終わった後にやっぱりいろいろ事件のことだったりですとか、ほかのテレビだったり、先ほども御意見ありましたが、そういったところに関心を持てるようになったと

いうのも1つあるかもしれないです。

司会者

ありがとうございました。7番の方，裁判員に選ばれたときと職務を全うしたときとの違いについて，御感想をお話しいただけますか。

7番

まず，選ばれたときなんです，皆さんと同じで，何でだろうとびっくりしました。勉強のために1回裁判を見に行ってみようと言われて，そのときは全く興味がなかったんで，裁判所に連れてこられたときに，何かすごく長い事件だったんです。余り記憶にはないんですけども，その当時は結構大事件だったらしいんですけど，でも私は全く興味がなく，ただ被告人が入ってきたときに物すごく怖くて，もう私二度とこんなところに来たくない，そういった思いがあったので，選ばれたときには，ああ，どうしよう，何か怖いなというイメージがすごくありました。今回裁判員として経験させていただいたときに，最初どうしようかなって，何か辞退したほうがいいかなというふうにすごく心細かったんです。私は正直言って心理的にちゃんとした意見が言えないかなというところがあったんですけども，それがだんだんと裁判をやっていく中で，日が経つにつれて，そういう気持ちが全くなくなって，男女関係なく自分の意見がきちんと言えたということが経験になったなと思います。なので，これからももっと女性の方ももっと増やしていただけたら，もっと何か社会的に変わるんじゃないかなと思います。ありがとうございました。

司会者

ありがとうございました。8番の方，裁判員に選ばれたときと職務を全うしたときとの違いについて，御感想をお話しいただけますか。

8番

私の場合は，今多くの方が申されたように，まず関心がなかった，裁判員制度に。人ごとのように思っていたんですが，まさか自分が選ばれるとは思っていなかったんです。実際に参加してみて思ったことは，より多くの国民がこの制度に参加すべ

きだと思ふようになりました。そして、この制度を作るのに尽力した方々に敬意を表します。私は、今回の裁判員制度に参加して、1つ感じたことは、結局法律が、適用する法律が果たして合理性があるのかという面にちょっと突き当たるんです。それで、そうすると今度は立法あるいは立法府に対してやっぱり目が向かざるを得ないです。ですから、そういった意味で私には意義があったです。あとは、量刑が、あるいは判決が決まる過程というのを初めて知ったということです。

司会者

どうもありがとうございました。なお、裁判員等を選任する際の抽選なんですけれども、パソコンのボタンを押すと自動的に選ばれる仕組みになっておりまして、そのパソコンの画面に選ばれた方のお名前が出てしまうんです。選ばれなかった方々にもその名前を見られてしまうので、別室で行わせていただくことにしております。御了解いただきたいと思います。それと20代、30代、40代といった年齢別になるようにしているのかとか、男性と女性が半々になるようにしているのかというお尋ねもいただくんですけど、全くございません。

それでは、次のテーマに移ります。皆様は、実際に裁判員裁判の法廷、すなわち公判に入って、検察官あるいは弁護人の活動を御覧になったわけですね。そのときの説明とか尋問、あるいは意見については、分かりやすかったでしょうか。裁判員裁判は、平成21年の開始以来、目で見て、耳で聞いて分かりやすい審理を行うということをキャッチフレーズにしてきたわけなんですけれども、皆様の目から見て、それぞれの当事者の活動はいかがだったのかと、この点について率直な御意見を聞かせていただきたいと思います。今回は、検察官の活動と弁護人の活動とに分けてみたいと思います。まず、検察官の活動ですけれども、この検察官の活動といいますのは、最初に冒頭陳述というものがあります。プレゼンテーションみたいなものですね。その次に、採用された証拠書類の取調べということで、例えば現場の写真を見るとき、供述調書が朗読されるとき、そして証人や被告人に対して質問すると、最後に論告求刑という順であったかと思いますが。今私が上げた点全てについてコメン

トいただく必要はございません。皆様から見て、この検察官の活動のこの点は分かりやすかった、あるいはここは分かりづらかったといった、そういったことについて、御自身の担当された事件についてお話しいただければありがたいと思っております。それでは、8番の方、検察官の活動についてはいかがだったでしょうか。

8番

私は、別に違和感も何もなく、問題はなかったと思います。

司会者

量刑をどのように考えるかということについて、検察官から論告で分かりやすく説明がなされていたかどうか、その点はどうだったでしょうか。

8番

そのこのとこ、検察官がそこを説明されたというのははっきりは覚えていないんですが、要するに弁護人のほうから、過去の判例からいって、今回の場合は量刑がこれだけだと。それに対して当然検察官は否定したと思うんですが、その過程についてはちょっと覚えていません。

司会者

ありがとうございます。では、7番の方が担当された事件は、検察官の活動、これはいかがだったでしょうか。

7番

検察側の説明は、非常に分かりやすかったんですけども、その事件のときに確か3Dプリンタを使っての証拠品を見せられたんです。3Dプリンタではなくて、普通のマネキンを使ったほうが分かりやすかったんじゃないかなって、どうしてそこで3Dプリンタを使った証拠品が出てきたのかなというところが疑問に思いました。

司会者

担当された事件では、各被害者の証人尋問が行われたようですね。検察官の主尋問がそれぞれ40分ずつの予定だったようなんですけれども、この検察官の尋問は分

かりやすかったんでしょうか。

7番

非常に分かりやすかったです。すごく適切に被害者に質問なり、状況などの説明とかもしていただいて、その点は被害者の方にしてみたら、自分が苦い記憶をよみがえらせなくてもいいように、うまく検察側の方が話をしていただいていた部分がたくさんあったと思います。

司会者

逆に、被告人質問の場面では、まず弁護人が先に聞いて、起訴状と違う態様を言っている被告人に対して、検察官が反対質問ということでやっていきますよね。この検察官の反対質問については、何か印象に残ることございましたか。

7番

事件そのものがもう確実に被告人が悪いという頭がありましたんで、検察側の主張といいますか、何か物すごく説得力があり、被告人に物を言わせないというか、すごく検察側ももう間違いないだろうという感じで進められていた裁判だったので、私は検察側の方々の説明はすごく分かりやすかったし、被害者の方に対してもすごく気を使っているという言い方は変かもしれませんが、すごく良くやっているなというのが伝わってきました。

司会者

ありがとうございました。では、6番の方、担当された事件についての検察官の活動についてはいかがだったでしょうか。

6番

やはりほかのお二方も言っていましたけれども、すごく分かりやすかったなというか、言ってしまえばトレーニング受けているなというのが良く分かったような気がします。話し方であったりですか、抑揚のつけ方であったりとか、そういったところをしっかりと工夫されて多分やっているんだろかなということをすごく感じました。なので、こういうことを思っちゃいけないのかもしれないんですけど、やっ

ぱり入ってくるというか、そうなんだろうなというふうに思わせてしまうような、しっかりとしたというか、検察官から見ればきつとしっかりと仕事をされていたんだろうなというふうにすごく思いました。ただ、量刑についてとか、そういったところは多分出してきたんですけども、余り整合性を感じないといった感じがすごくしたなという印象を私は受けました。

司会者

6番の方がおっしゃったのは、多分論告の場面で求刑をするに当たって、量刑資料のようなことを指摘されたときに、正確性ですか。

6番

正確性というか、論理的正しさというか、これが適当だということを多分言ったと思うんですけど、適当なのかどうかの理由はよく、多分これから評議というところでお話ししていかなきゃいけないところではあると思うんですけど、我々にとっては正直その犯した罪がそれに相当するのかどうかというところは、その時点で見ても分からないなという、そういうことですかね。

司会者

ありがとうございます。では、5番の方、検察官の活動についてはいかがだったでしょうか。

5番

公判審理が、簡素化されて、すごく進んでいるんですね、裁判制度自体が。もう論点が整理されているわけですよ、裁判員が出るころには。あっ、もうきちっと決まっていて、もうほとんど争うこともないなというのがあって、随分私は良くなったなと思いました。

司会者

ありがとうございます。では、4番の方はいかがだったでしょうか。

4番

さっき言われた論点整理ができた事件で、検察官の論告求刑にしる、証拠等の提

出でも、若手の検事で、すごくキレが良くて、どんどん、どんどん自分が引きずり込まれるという、逆にそういう恐怖感がありました。それで、証拠の内容等で、以前は実際の被害者の生写真が出るような場面があったらしいんですけども、今回はそれをイラストで出していただいて、私自身はすごく負担は減りました。論告求刑にしろ、結局検察官の言う、被告人はもう認めておりまして、ごめんなさいと言うしかない事件なんです。その後の弁護人は、どういう点で情状酌量があるのかということを書べられましたけども、その中でやっぱり大いに反省している。気持ち的に反省しているというのは取りにくいものですよ。

司会者

ありがとうございました。また改めて今度は弁護人の活動についても4番の方の御感想を伺いたいと思っております。それでは、3番の方、担当された事件の検察官の活動についてはいかがだったでしょうか。

3番

検察官の方は、本当に良く分かるように説明していただきまして、まず初めてのことだったので、まずうなずいて聞いていました。とっても良かったと思います。この被告人の方も若い方なので、検察官の言うことをよく聞いて良かったなというような気がいたしました。あとは、皆さん言ったようなことと大体感じは同じです。

司会者

ありがとうございました。では、2番の方、担当された事件では、検察官の活動についてはどのような御感想をお持ちでしょうか。

2番

確かに非常に分かりやすい。資料がまず分かりやすいということですね。責任能力があるかどうか。心神耗弱の状態なのかどうか、それから殺意があったのかどうかでしたので、それを整理された資料がとても見やすくて、自分の中の整理がつけやすかったです。もう一つ、検察のほうで、しゃべる速度が、こちら側がメモをとれる速度に合わせていただいているというのが一番助かりました。どんどん、どん

どん先へいくんですが、事実を、こちらとしては、こういうことがあって、こういうことがあって、だから殺意があるんだというそこを確認をしたいので、どんどんメモをとります。その速度。それから、ここですよというときに、検察官の方がこちらを振り向いてくれるんです。ただ単に被告の方とやりとりをするだけでなく、こちらにも、こうなんですという、それが非常に分かりやすい部分がありました。

司会者

今おっしゃった資料が分かりやすいという御指摘ですけど、これは冒頭陳述メモとか、論告メモのようなものでしょうか、それとも証拠書類の中にそういうものがあつたんでしょうか。

2番

全般にそう感じられます。証拠のほうにつきましても、つづりはありませんけれども、全体の現場の図であるとかの書き方であるとか、こういうことでこういうことだという、それがちゃんと伝わってくるような形ですね。それが法廷の中にいる皆さんに分かりやすいほうがやっぱり裁判ですので、最初に言いましたけども、判決が、量刑がという部分、自分たちも納得のいく結論が出せたのかなというふうに思います。

司会者

担当された事件では、被害者が証人として出られた、あるいは、精神科のお医者さんも証人として出られた。それぞれが、どうも予定では検察官の主尋問が1時間だったようですけども、長過ぎるなとか、間延びしているなとか、そんな印象はなかったということなんでしょうか。

2番

多分裁判を進めていく中で必要なもの、時間が限られていますので、その中で組み立てられて、事件、こういうふうの流れにいったという、多分どこも削ることができないものだと思います。ケース・バイ・ケースだと思いますけども、今回担当したケースについては、それは長いと感じるよりも、ちゃんとこちら側で、うん

っという疑問に思うところを聞いてくれているかどうかという、そのところがちゃんと出てきておりましたので、こちらとしても時間は関係なく、内容的に判断ができる材料を出していただいたというところです。

司会者

ありがとうございました。では、1番の方、担当された事件では、共犯者間における被告人の立場、位置付けというんですか、首謀者かどうかということが争われたようですが、これも含めた検察官の活動についてはいかがだったでしょうか。

1番

冒頭陳述から論告まで、検察官の方の話のほうはとても分かりやすかったと思います。この裁判では、共犯者がおりまして、私が担当した裁判の被告人を首謀者と検察官の方は見られていたようなんですけども、そう見ていた根拠が何なのかというところが私もちょっと分かりませんでした。それ以外は、とても分かりやすかったと思います。

司会者

今御指摘があった検察官は被告人が首謀者であるという主張をしていた、すなわち罪が一番重いよという主張だろうと思うんですけども、1番の方、この事件の論告において、裁判員の方を説得できるような論告がなされたとは思っていないという、そういうことになるのでしょうか。

1番

そうですね。最後まで、誰が首謀者だったかというところは確かはっきりしなかったと思います。

司会者

皆様、ありがとうございました。それでは、今度は弁護人の活動について、皆様の御感想を伺いたいと思います。弁護人の活動といいますのは、やはり最初に冒頭陳述がありまして、弁護人の視点というか、プレゼンがなされるわけです。それから、検察側の証人に対しての反対尋問、被告人質問における主質問、あるいは情状

面としては被告人が作成した反省文とか、示談書というものがあつたのかもかもしれません。それから、いわゆる情状証人への尋問もあつたのかもかもしれません。そして最後に、検察官の論告に続く弁論というものがある。大体そういう順番だったかと思えます。このような弁護人の活動について、分かりやすかったですでしょうか。あるいは、ここは分かりづらかったといった皆様それぞれ御担当された事件についての御感想を伺いたいと思います。では、再び8番の方、お願いいたします。

8番

弁護人の方のお話も、先ほど言われた検察官の方のときと同じように、違和感なくスムーズに理解はできました。

司会者

8番の方、被告人質問があつたと思うんですけれども、弁護人の被告人に対する質問は分かりやすかったですでしょうか。

8番

分かりやすいです。

司会者

ありがとうございます。では、7番の方、弁護人の活動のほうはいかがだったでしょうか。

7番

弁護人の方、確か2名いらっしゃったかと思うんですけれども、お二人とも被害者の代理人のところに行って、被告人からの謝罪文を渡したりとか、あと誓約書を書かせたりとかしていたらしいんですけれども、私は弁護士の方がそういった作業をするというのを全く今まで知らなかったもので、弁護士の方というのは陰で、報じられていないこともやっていたらいいんだなということが今回非常に良く分かりました。ただ、1つちょっと残念なことは、声がちょっと小さかったことが残っております。それ以外は、特に感じたというか、マイナスになったことはありませんでした。

司会者

冒頭陳述の場面で、検察官がまず冒頭陳述をして、それから弁護人が冒頭陳述をすると思うんですが、この弁護人の冒頭陳述を聞いた後で、7番の方は、この事件の争点というか、対立軸はここ辺りかなとかいうのは頭にすっとんと落ちたんでしょうか。

7番

被害者と被告人の中でちょっと相違している部分とかも幾つかあったので、この辺はちょっとぶつかるかなというところはありません。

司会者

そうすると、この辺はぶつかるかなということを頭に入れた上で被害者の証人尋問とか、それから被告人質問を聞いていたと、こういうことになるんでしょうか。

7番

はい、そうです。

司会者

被害者お二人について、それぞれ証人尋問が行われたわけですがけれども、弁護人による反対尋問についてはどのような印象を受けられましたか。

7番

検察側の方よりも、弁護士の方のほうが、説得力がちょっと弱かったかなというふうに思いました。でも、被告人はたくさんの事件を起こしているので、弁護人の方々もその辺を感じ取られて弁護されていたのかなというところも多々感じるどころがありました。

司会者

この事件の弁護人による弁論は、7番の方から見たときに、説得性はあったんでしょうか。

7番

余りなかったというのもあります。声がちょっと小さかったという点がそこに結

び付いてしまったのかもしれませんが、検察側の方の話し方、強さというものはすごく感じられたんですけども、弁護士の方の声がちょっと小さかったというところで、強く弁護されているというのがちょっと伝わらなかったというところはあります。

司会者

ありがとうございました。では、6番の方、御自身が担当された事件における弁護人の活動はいかがだったでしょうか。

6番

裁判の全体像という意味では、我々の担当したものはそんなに争うところとかもなかったと思いますので、すごく分かりやすかったかなというふうに思います。やはり話し方とか、そういったところで少しもったいないなという印象がありまして、例えば資料を出すときでも、何か冊子にまとまっているんですけど、このページなんですってばしっと開けないみたいなことが見えてしまうと、本当にしっかり弁護しているのかなとか、ちょっと準備不足なんじゃないかなという印象を感じたかなというふうに思います。あとは、弁護士の方が2人、男性と女性1人ずつだったと思うんですけど、2人の話していることが少し違っているんじゃないかなというところを少し感じましたので、やはり少し準備不足だったのかなという印象はありました。

司会者

この事件では、争いがない事件、要するに犯罪事実自体は争われていない事件であったわけです。だから、情状面ということになるんでしょうけれども、被告人の父親、それから祖母、友人がいわゆる情状証人で尋問されたように予定表ではなっておりますけれども、このようなことについては何か印象とか御感想ございますか。

6番

私から見てですけども、質問をするんですけど、どうしてそれが情状に結び付くかというところは分かりにくかった点があったように思います。多分検察はほと

んど質問をされていないと思うんですけど。

司会者

ありがとうございました。では、5番の方はいかがだったでしょうか。弁護人の活動について、御感想があればおっしゃっていただきたいと思います。

5番

私も直感で、何か優しい、おとなしいなという感じを持ちました。論すとか、説得するような、被告人に対する質問の仕方も優しい言葉で、被害者に対しても傷付けけるような言動もなく、大変気を使っているような印象を持ちました。

司会者

ありがとうございました。それでは、4番の方はいかがだったでしょうか。

4番

皆さんもお話ししたと思いますけども、この裁判というのは無罪か有罪かを争う裁判ではなく、争わないと、最初からそういうものであって、その上で情状酌量を求めるという流れがあったんですが、これで情状を求めるというのは物すごく難しいところがありました。

司会者

ありがとうございました。それでは、3番の方、いかがだったでしょうか。

3番

弁護士さんが本当に検察官の方と同じように、はっきりと、やっぱりうなずくように語っているんです。それで、今思い出したんですが、被告人の方が被害者にお金を支払いたいと言ったんですが、被害者の方は受取を拒否したわけですね。そういう場合はそのお金は何とかな入るというのをちょっと聞いたんですけど、あるんですか、そういうのが。

司会者

今3番の方がおっしゃったのは贖罪寄附でいいですか。

3番

そうですね。贖罪寄附，そうです，そうです。

司会者

3番の方が担当された事件では，多分そういう弁償活動や何かについてはなさったんですか。

3番

そうです，そうです。

司会者

その弁護人の証人尋問の態度とかで何か印象に残っている点はございますか。

3番

本当に証人も必死だったし，被告人の方も本当に反省するというような意味で一生懸命うなずいて，弁護人とか検察官の方は聞いていました。

司会者

この事件は，3番の方から見て，弁護人の弁論は説得力があったんでしょうか。

3番

本当によくありました。初めてああいうのを聞いたんですけれども，本当にうなずくように聞いていました，私は壇の上で。分かりました。

司会者

ありがとうございました。それでは，2番の方，担当された事件についての弁護人の活動についてはいかがだったでしょうか。

2番

担当した件につきましては証人が3人いました。あと，被告人がいましたので，検察側からの質問，それから弁護人側からの質問ということで，結構長い時間弁護人の方の質問がありましたが，やはり裁判ということで弁護士さんのペースというか，カラーというか，そういうのがあると思いますので，それでいいのかなというふうに思いました。被告人の方に対してどういうふうに聞くか，それをこちら側はやっぱり客観的に見ていくというのが本当に主だと思いますので，確かに聞きやす

くなればなおいいかもしれませんが、それはそのときの流れもありますので、突発で、くるっと変わるときもありますし、今までのさいたま地裁さんが意見交換会で一杯アップされているのを読む中では、それでいいのかなというふうに思います。1点だけ、途中で異議があつて、止めた場合、今回は伝聞でしたか、1回止まりました。それが私たちには分からなかったんです。すぐに裁判長さんのほうから、こういうことで今止まりましたということでありましたので、やりとりの中でそういう部分がありましたら、是非こういうことなんだよ、全然素人ですので、何が悪かったのかというのが全然分かりませんので、そういう説明等がありますと、こちらも助かります。

司会者

ありがとうございました。それでは最後に、1番の方、弁護人の活動についてはいかがだったでしょうか。

1番

私から見た第一印象だったんですけども、弁護士さん、非常に優しそうな、おとなしい方で、すごく人の良さそうな人でした。説明のほうなんですけども、ちょっと声が小さかったかなと感じました。もうちょっとはっきりと弁護をする形でアピールしたら良かったんじゃないかなと思いました。裁判の中で、証人尋問で被告人のお母さんが出られていましたけども、お母さんのほうは、被告人御自身できちんと社会復帰して、被害者の方に弁済させたいと言っていて、被告人本人もそのように言っていましたので、その部分をもっと弁護士さんのほうでアピールしてあげたら良かったんじゃないかと思いました。

司会者

ありがとうございました。皆さんの中で言い足りない方いらっしゃいますか。ここをちょっと補足しておきたいとか、ほかの方のお話を聞いて、ちょっとここは言っておいたほうがいいかなという方いらっしゃいましたら、恐れ入りますが、挙手のほうお願いします。

裁判員経験者

(発言なし)

司会者

皆様、どうもありがとうございました。ここで、現職の検察官、弁護士に、経験者に対して御質問等がございましたらお願いしたいと思います。まず、江藤検察官、いかがでしょうか。

江藤検察官

審理の期間が短いとか長いとかという、全体が長いとか短いとかというのは、端的に、どのような感想をお持ちだったでしょうか。

司会者

それでは、皆さんに挙手でお願いしましょう。3択でお願いいたします。担当された事件について、審理期間が長かったと思われる方、それから適切であったと思われる方、あるいは短過ぎると思った方、この3つで、江藤検察官、よろしいですか。

江藤検察官

はい。

司会者

では、どれかに手を挙げていただけますか。まず、長過ぎたと思われる方いらっしゃいますか。

裁判員経験者

(挙手なし)

司会者

どなたも挙手されない。では、適切であったと思われる方。

裁判員経験者

(挙手あり)

5人の方が挙手されました。では、短過ぎたと思われる方。

裁判員経験者

(挙手あり)

3人の方がいらっしゃいました。ちなみに短過ぎたと思われる方の御感想をおっしゃっていただけますでしょうか。4番の方はどうだったのでしょうか。

4番

事件性で、何度も申しますけども、論点が整理されて、裁判は物すごく分かりやすい。でも、3日、日数は2日と半分で審理は終わったんです。それで、私自身は2日と半分ではちょっと消化不良だったなど。現実には裁判員裁判、素人が参加する裁判で、そういったものができるのかどうか。例えば4月に東京地裁でオウム真理教の最後の裁判があったの、あれ40日やったでしょう。論点整理して、分かりやすい裁判は早く終わらせるというのは、気持ちは分かりますけども、何かちょっと短過ぎたなという気はしています。

司会者

ありがとうございます。4番の方がおっしゃりたいのは、やっぱり自分自身の関心のある事柄についても証拠調べをやって、自分で考えるという意味でもうちょっと余裕が欲しいという意味でしょうか。

4番

そういうことです。

司会者

では、5番の方、お願いいたします。

5番

私が感じたのは、私は、どうしても現場が知りたいんです。車がどのぐらい壊れているのか。写真だとか、現場の生の写真。血痕がどうなっていたか。そういったのも一切省略されてきて、もうでき上がった書類に対して、どう思うかということが大半だったんで、何か物足りない。現実はずっと、現場が知りたいのが本音でした。

司会者

ありがとうございました。5番の方、検察官の出す証拠の内容のことだと思うんですけども、車の破損状況があります。それらの写真の枚数が少ないという御趣旨なんでしょうか。

5番

鮮明度も悪かったですし、結局判断、自分が今判断するんだったら、生々しいもので判断したいんです。気持ちとしては。物足りないなという感じはしました。

司会者

ありがとうございます。では、8番の方はいかがでしょう。

8番

短いというのは、私の場合は、合計3日間だったんです。それで、被告人質問というのが1日目、第1回公判にありまして、2日目の最終陳述の後に評議がありましたが、一度、場合によっては被告人質問を行って、その後で評議、最終的な評議を決めたほうがいいんじゃないかというふうに感じた次第なんです。今回の件は3日間では私は少なかったと思います。

司会者

分かりました。江藤検察官、ほかにお尋ねになりたいことがございましたらどうぞ。

江藤検察官

結構です。

司会者

では、平本弁護士、よろしく願いいたします。

平本弁護士

貴重な御意見ありがとうございました。私からは2点ほどありまして、まずは自白の場合と否認の場合があると思うので、否認の事件を扱われた2番さんと7番さんにちょっとお伺いしたいんですけども、事件で否認している場合に、弁護人が

多分まず冒頭陳述で、こういう点が違ふと、ですのでこれは否認事件ですと、疑わしきは被告人の利益にと最初に説明をした上で審理に臨まれた上で、最後に弁論として、結果的にこういうところで今まであらわれた審理の中でこういう点が弁護人として違ふと、なので被告人に対して有利に判断してくださいというふうに多分言ったと思うんですけど、結果的に、そういうことにはならなかった、検察側の意見に軍配が上がったというか、言い方おかしいですけども、そのような形になるにつれて、例えば論告に対する弁論が説得的ではなかったのかどうかという、例えば弁論で気持ちが変わったということがあったのかなかったのかということについてお答えいただければと思います。

司会者

今否認事件についてということ、2番の方と7番の方ということがあったんですけど。要するに否認していることについての、論告は公訴事実は認められるんだという、証明十分だという論調に対して、弁護人が、いや、ここを考えてほしいという弁論があったと思われる。そういう弁護人の弁論の説得性について、何か御感想なり御意見等を賜ればという趣旨だと思います。では、2番の方、よろしくお願いします。

2番

まず、裁判ですので、最初の冒頭陳述のところで資料が、こういうことというふうに検察から出ますが、それ自体がもとではありません。それはそっちの、検察のほうの意見。あと、弁護側のほうは、そうではないんだという意見ですよ。それを審理の中でこちらが評価していくわけですので、弁護人のほうの最終的な内容が認められなかったのかということではないんですね。審理の流れが進んでいく中で私たちもメモをとって、全体の事実を並べながらやっていった中で、参考にしながらというところですね。弁護側のほうはこういうサイドで、こういう視点で見ているんだ、検察のほうはこういう視点で見ているんだ。最終的に私たちのほうで、事実を並べながら、これこれこうだから、こうだよ、だからこうなっていたん

だよねというようにやっていきましたので、全く、もとになるものというのはどちら側ということではないです。

司会者

2番の方がおっしゃりたいのは、冒頭陳述で検察官と弁護人の話を聞いて、対立軸が分かったと。その上で証拠調べをずっと眺めていったら、どうも検察官の言っていることのほうが正しいんじゃないかというふうに固まっていたのであって、最後の弁護人の弁論の内容がまずかったとかいうことではなくて、対立軸に基づいて証拠調べを見ていったときには自ずと分かってきたという趣旨に私は理解しましたけど、そういうことでよろしいでしょうか。

2番

そういうことです。

司会者

では、7番の方、どうでしょうか。

7番

まさに2番の方が言っていたとおりになんですけれども、やはり検察官、弁護人、被告人、被害者、4つあった中で、私たちは裁判官の人たちと話し合っていて、やっぱりこうだ、ああだというふうになっていきますので、検察が悪いとか、弁護人が悪いとかというのは全くなかったです。その中で、やっぱり検察側、弁護人の方たちが作り上げた資料をもとに私たちは見ながら、そしてあと被告人、被害者の方の証言から、それをもとにみんなで討論して、最終的な結果を出したわけです。ですから、何が悪いとか、ここが悪いというのはなく、生の被害者、被告人からの生の話を聞いて、それをもとに、両者のほうから作り上げられた資料を見ながらということですので、何が悪いということは全くなかったと思います。

司会者

ありがとうございます。ほかに。

平本弁護士

あと1点だけ、これは、全体的な質問なんですけれども、先ほど幾つかお話を伺いましたら、弁護人の資料について、ちょっと文字が多いとか、お話がありまして、多分検察官のほうの論告メモ、あと冒陳メモについてはちょっと表が多かったり、カラーが多かったりすると思うんですけれども、例えば弁護人の冒陳メモ、弁論メモについて、もし分かりにくいという点がありましたら、発言いただければと思います。

司会者

今、平本弁護士の御質問の趣旨は、ペーパーとして配られる冒頭陳述メモ、あるいは弁論メモをペーパーベースで見たときに、検察官のほうはカラフルな形で色づけされたものがあるのに対して、例えば弁護人のほうもカラフルなものなのか、あるいは言葉だけのものなのかとか、あるいは何かすごく文章が並んでいて分かりにくいものなのかとか、いろいろなパターンがあると思うんですけど、弁護人の作るペーパーについて何か御意見等があったら聞かせてほしいと、そういう趣旨だと思います。それでは、4番の方、お願いします。

4番

そういうことでいいますと、検察官は国の予算でやっていますよね。ところが、弁護士はそうじゃないですよね。それを同列では考えられないし、当然それはもう余り議論にするべきじゃないのかなという気持ちがあります。そういう面では、弁護士は限られた時間と予算の中でやるわけですから、もう大変ですよね。それはもう同情します。前回の裁判でよく感じました。

司会者

ありがとうございました。ほかの方、いかがでしょうか。皆さんの先ほどのお話だと、弁護人の冒頭陳述を聞いて、事件の対立点というのは分かった、あるいは浮き彫りになったよという方が結構いらっしまったと思うのです。それは、多分、弁護人の話を紙も見ながら聞いて、対立軸は分かったというふうに理解しておりますけれども、それでよろしいんですかね。過半数の方がうなずいているかなと思いま

したので。平本弁護士，よろしいですか。

平本弁護士

大丈夫です。

司会者

では，3つ目のテーマに移らせていただきます。今度は法廷での審理が終わりまして，裁判官と裁判員6名による話し合い，評議というものに入るわけです。守秘義務の問題がございますので，進め方とか，どのような意見があったかとか，結論の出し方とかいった具体的なことはちょっと御遠慮いただきたいと思うわけです。したがって，この場では抽象的なお答えをいただくことになるかと思うんですけども，評議は話しやすい雰囲気だったでしょうか。また，皆様から見て，十分な議論というものはできたでしょうか。逆に，裁判官のほうから結論を誘導されたと感じる場面があったでしょうか。今から振り返られて，御感想をいただければと思っています。では，1番の方から，御感想がございましたらお願いいたします。

1番

評議の中ですけども，もう裁判官の方は完全にサポート側に立っていただいたような形になっていまして，評議の中で十分な話し合いができる雰囲気だったと感じました。分からないところはもう自由に裁判官の方に質問することができる雰囲気です。私の担当した裁判はすごくいい雰囲気できたなと感じました。

司会者

ありがとうございました。2番の方，評議はいかがだったでしょうか。

2番

とても話しやすい雰囲気を作っていただきましたので，裁判長初め裁判官の方々にはとても感謝しております。ここでこれを言っちゃまずいなという，そういう気持ちにならないというんですか，何でも話していいんだよというようなところが，ふだんのところの雑談というんですか，審理から離れた部分のところもいろいろ受け入れていただいたりというのがありました。ホワイトボードを使って整理をして

いきましたが、やはり裁判官の方のほうでその辺はリードをとっていただかないと。これは誘導ではなくて、整理としてどんどん引っ張っていただければと思いました。最終的に本当にさまざまな意見が出て、大変よかったと思います。

司会者

ありがとうございました。では、3番の方、お願いいたします。

3番

とても話しやすい雰囲気でした。それで、十分議論はできたと思います。何か裁判長さんとか裁判官の人は、私らなんかちょっと遠いような気が今までしていたんですけど、何か本当にざっくばらんにお話ししていただいて、分からないところはやっぱりホワイトボードに書いていただいて、とても良く分かって、いい勉強したと思います。ありがとうございました。

司会者

ありがとうございました。では、4番の方、評議はいかがだったでしょうか。

4番

時間はたっぷりとっていただいて、話しまして、裁判官から本当に分かりやすく説明していただいて、それは誘導ではないと私今感じております。

司会者

ありがとうございました。では、5番の方、評議はいかがだったでしょうか。

5番

3人の裁判官のバランスが非常に良くとれていました。実務経験といい、性格等を見ても、この3人はバランスがとれているなという実感を持ちました。

司会者

ありがとうございました。それでは、6番の方、お願いいたします。

6番

今5番の方もお話しになったとおり、すごくバランスがとれている3人で、すごく話しやすい雰囲気はあったと思います。十分な議論ができたかという点について

は、別に評議自体が悪いのではなくて、先ほど審理期間の話、別に3日間とかというんでちょうどいいと言ったんですけど、何か事前に、例えば研修じゃないですけど、どういう議論がされるんだとか、そういったものがあつたほうが要は議論しやすいのかな。やっぱり最初って様子うかがったりとか、多少あると思うんです。何かちょっとあつたりすると、いいのかなというふうに思いました。それから、裁判官が裁判員を誘導しているのかという点については、誘導だとは思いませんけれども、我々のほうも知識というのが少し少なかったのかなというところもあつて、どうしてもやっぱり意見を見て判断する、そういったことはあつたのかなというふうに思いました。

司会者

ありがとうございました。それでは、7番の方、評議はいかがだったでしょうか。

7番

まず、話しやすい雰囲気、評議のときも、お昼休みのときも、裁判官の方々と一緒に談話しながら、楽しく時間が持てたと思います。最終的にはもう溶け込んで、皆さんと仲良くでき、楽しかったと思います。十分な議論についてなんですけれども、過去の似たような事件の事例を出していただき、こういうときは大体このくらいの量刑なんだよということを話してくださり、それを参考にしながら、素人ながらに、じゃこうなのかな、こうなのかなといってみんなで議論しながら出していったことは、すごく良かったと思います。誘導しているというのは全く感じなく、目安にしていただげるものをたくさん出していただいたので、それはもうみんなが議論できたので、誘導というのは全く感じられませんでした。

司会者

ありがとうございました。それでは、8番の方、評議はいかがだったでしょうか。

8番

話しやすい雰囲気というのは、これは十分あつたと思います。裁判官が裁判員を誘導していると感じたことは全くありません。それから、ストレスを感じた点とい

うことについても私は全くありません。

司会者

ありがとうございました。では、時間のほうも押し迫って参りましたので、最後の、今ストレスという話が出ましたけれども、裁判员裁判に参加されたことに伴う御負担についてお尋ねしたいと思います。最初に、裁判员として参加されて、ストレスを感じたという方、挙手をお願いできますか。

裁判员経験者

(挙手あり)

司会者

お二人の方が挙げられました。2番の方、ストレスを感じられた点について、お差し支えない範囲でおっしゃっていただけたらありがたいんですが。

2番

まず、何点かあるんですが、1つ目が呼出しの通知が来たときに、仕事をどうするかという部分が一番でした。私の場合、2つ来ました。どっちか当たるかもしれないし、分からないので、その全ての日程を仕事をやりくりつけて、こここのところに来たというのがありました。2つ目は、うち帰っても、多分寝るときにもこれはずっと思い出されるんですね。眠れなかったりとか、いろいろありました。そういう件で、いろんな証拠写真の内容が話題になっていますけども、どうしても裁判でするので、提出せざるを得ない場合もあるかと思うんですが、小さいお子さんを持っている方とか、血が出ちゃったという、そういう話だけでも駄目な方もいらっしゃいますので、そこら辺はこれからいろんな意見を出して、それを生かしていただければと思います。

司会者

ありがとうございました。もうお一人、6番の方、ストレスを感じた点、お差し支えなければお話しいただけますか。

6番

仕事の調整という意味では、確かに2番の方がおっしゃるとおり、ちょっと大変だなというところがありましたけれども、私は法廷のほうに出るに当たって、顔を出してやっているのです、やっぱりちょっと不安だったりしました。極端なことを言ってしまうえば、カメラで撮ってしまえば撮れちゃうなど、もちろん持ち込み禁止と書いてあるのは重々承知の上ですけれども、そんなことをされて、何かされたら怖いとか、思っちゃったりもしたので、ボディチェックとかできないものかなというふうにちょっと思いました。

司会者

ありがとうございました。今お話が出ましたけれども、法廷内での写真撮影等は禁止されております。皆様から見ると、お名前が外部に出る、もちろん顔写真が出るということは非常に不安をお持ちだと思います。裁判所としては、審理中もところで、皆様、最後の質問でございます。また裁判所から裁判員候補者に選ばれたという通知が来たとします。そうしたら、またやってもいいかなと思う方、恐れ入りますが、手を挙げていただけますか。

裁判員経験者

(挙手あり)

司会者

ありがとうございます。8名中7名の方に手を挙げていただきました。

2番

いいですか。

司会者

どうぞ。

2番

今手を挙げなかった理由ですけれども、やることはやぶさかではないですが、この経験はもっとたくさんの方にしてもらったほうがいいと思います。多分言われた

と思うんですが、1回だけですからと言われた。だったらば、もう皆さんにやって
いただいて、この経験は大事にしたほうがいいかなと思って、手を挙げませんでした。
た。

司会者

ありがとうございます。皆様、本日はお忙しい中、長時間にわたり御協力いただき
きまして、ありがとうございます。また、それぞれの御経験が心の中にしっかりと
根付いておられるということを感じることができまして、私自身非常に嬉し
く思いました。それでは、これで意見交換会を終了させていただきます。